

# 犬のフン マナーアツプ

## \*\*\*\*\* キャンペーン \*\*\*\*\*

啓発ポスター・立て看板の設置を行います

【日時】 2023年 11月 5日(日) 9:00~11:00  
(雨天の場合、変更になることがあります)

【場所】 黒瀬町 → 黒瀬町公民館  
中 崎 → 黒瀬地区集会所  
通 町 → 通町公民館  
一色町 → 一色町公民館  
田尻町 → 田尻町民会館

参加者  
募集

ポスターをご希望の方は下記の方法で申し出てください

\* 当日9:00 各集合場所

\* 各町自治会

\* 地区の「あかるくうつくし委員」



お問い合わせ

TEL 0596-65-6488

(火・水・金: 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00)

住所 伊勢市黒瀬町1718-7

浜郷地区まちづくり協議会 あかるくうつくし委員会

飼い主としての責任を果たしましょう



# 犬・ネコは ルールを守って飼いましょう

自転車・バイクに乗っての犬の散歩は、  
道路交通法119条1項9号に該当します

自転車の運転者は、ハンドルやブレーキなどを確実に操作し、かつ、道路状況に応じて他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転をしなければならない。  
これに違反した場合は、刑事罰として3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金とする。

犬のフンを放置する事は、軽犯罪法や  
廃棄物処理法に反する行為です

「伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例第8条」  
市民等は犬を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。  
(1) 前条に規定する場所（公共の場所及び他人が所有する場所）をフンにより汚さないこと。  
(2) 犬を散歩させるときは、フンを処理するための容器を携行し、フンをしたときは、直ちに回収すること。

## 簡単なフンの始末の仕方

手を汚さずに処理できます

